

第1回鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会 議事録  
(対象施設：船上山少年自然の家)

- 1 日時 令和5年6月12日(月) 午前10時45分から午前11時45分まで  
2 会場 まなびタウン東伯 第2会議室  
3 出席者 岩田委員長、高田副委員長、中江委員、松浦委員  
社会教育課 西尾課長(オンライン)、上村課長補佐、岡本係長、尾崎

4 概要

(1) 会議の開催

施設担当委員5名中4名の出席により定足数を満たし、会議が成立。

(2) 鳥取県立船上山少年自然の家指定管理者募集要項(案)について

事務局>施設の設置目的をはじめ要項、仕様書、審査表など資料の構成等について概要を説明。  
(概要説明に質問なし)

委員長>先程の説明について何か御質問等があればお願いしたい。

委員>一部指定管理と伺ったが、指定管理者となった場合はソフト事業(主催事業)には関わらないという理解で良いか。指定管理者が事業を提案するのではなく県の指導主事が主になって計画して行うことを手伝うというスタンスなのか。

事務局>(指定管理者が行う業務について要項2(1)ウには)受入事業等の補助と記載しているが、指定管理者からも企画提案し、県が実施決定することを妨げるものではない。

委員>指定管理者となった場合、ただ単に施設を管理するだけの業務にメリットがあるのかと思った。例えば自分が指定管理者であったら、こんな企画をしてもっと魅力的な船上山にしたいと思う。そのため先のような質問をさせてもらった。

委員長>後で人員体制のところを実施補助のために職員を1名以上配置することとあるが、研修などをできる人員を置いても良いという規定はあるか。

事務局>要項2(2)ア(オ)にあるが、主催事業を含む受入事業等の実施に当たっては、所長等との緊密な連携の下に補助するとしており、企画の支援なども含めて事業の補助ができる人材を求めている。

委員長>だから新しいことを始めたい時にこの文言でできるということか。

事務局>お見込のとおりである。

委員長>他に意見はあるか。では続いては事務局から委員の皆さんに特に御意見をいただきたいとのことなので説明願う。

事務局>事前に御意見いただきたい点を資料とともに送付させていただいたが、追加もあったのでその5点について説明させていただく。

第一に、添付資料に追加すべき情報、資料はないかということ。

第二に、先に開催した県立生涯学習センターの審査会で、添付資料について御意見をいただき、同様に修正したい。まずは添付資料3の施設の収支状況について、コロナ前の平常時であるH30年度の収支状況の追加、収支差額の追記、コロナの影響のあった年度の指定管理料にはキャンセルに伴う臨時的補填額を含んでいたため、指定管理料の中の補填料の内訳を補足した。

第三に添付資料11の指定管理者が行った施設の修繕実績に、これまで県が行ってきた大規模な維持修繕工事について、例えば耐震工事とか空調設置工事とか施設の安全性などを担保するために行ったもの及び次期指定管理期間に予定されている案件は情報として加えておいた方が良くと前回審査会の際に委員の方から御意見をいただき補足した。

第四に業務仕様書の「2 人員体制」に人員の過不足はないかということ。

第五に候補者審査表に具体の審査項目や評価点数を挙げているがこれらの事項の適否について。以上5点について御意見をいただきたい。

委員長>事務局からの説明に対してまずは添付資料について御意見をいただきたい。

委員>収支差額がゼロとなっているのはなぜか。

事務局>支出の中の一般管理費の項目に本社経費と収益を含んで計上されている。当該資料は現

在の指定管理者から報告のあった収支決算書を基に作成している。

委員>収益の部分が見えないと儲かっているように見える。

委員>実際はどれくらい儲かっているのか。

事務局>事業収益の額は把握していない。持ち帰って現在の指定管理者に確認をとらせていただきたい。

委員>できるようならば本部経費と収益は明確にしておく必要があると思う。

委員長>言えない部分もあるかもしれないが、できるだけ明らかにしておいた方が良いのでお願いしたい。

事務局>本日持ち帰らせていただく各委員からの御意見は、検討の上、対応案をメール等でお示しさせていただき、各委員にそれぞれ御承認をいただく形をとらせていただきたいがよろしいか。

各委員>差し支えない。

委員長>では人員体制について御意見をいただきたい。ちなみに現状ではどうか。

事務局>要項作成の事前に現行の制度面について困っていること等はないか現在の指定管理者に聞取りも行ったが、特に御意見はいただけていないので支障があるもとは考えていない。

委員長>続いて審査表についてだが、選定基準については条例で定められているということであり主観が反映されるというわけではないのか。

事務局>一部項目については、(留意事項にあるように) 評価の基準まで決まっているものもあるが、要項で定める提出書類の様式2の1(2)の注記の「県が行う業務に対する協力、連携」、具体的には体験活動の推進や幅広い年齢層のニーズに応えるための指導業務の充実等に対する協力、連携に関する提案であったり、利用者へのサービス、利用促進、安全確保などサービスの向上に資する考え方が示されるので、応募者から提案される内容から審査していただくことになる。

事務局>その他に何か御意見はあるか。よろしければその他の項目等で広く御意見、御質問をいただきたい。

委員>船上山を利用する時に茶園原(の広場)の利用や登山などをするがそういった箇所の管理は要項資料1の管理区域には入っていないようだが県が直接管理するということか。

事務局>登山道等の管理は琴浦町が行うことになる。

委員>冬であれば管理区域外の所でソリなどをするがそういった場所の整備も琴浦町と連携して整備するのか。

事務局>基本的には琴浦町の所有する土地については琴浦町が管理し、利用の必要があれば町にお願いして利用させてもらっている。

委員長>他にも何か意見はあるか。

委員>年に1、2回は必ず船上山少年自然の家を利用したり、職員に来てもらって指導をしてもらっているが、2、3年前から職員の出張旅費を(依頼者の方で)負担することになった。そういうことは早めに教えてもらえれば予算立てもできるので知らせが欲しかった。また予約申込の開始が1年前にできる時期と3カ月前にならないとできない時期があり、ある程度、時期の統一など分かりやすくして欲しい。

事務局>予約のルールが変わるときなどは事前の周知を図っていきたい。県の直営事業に関することなので御意見を踏まえて対応できるよう検討させていただきたい。

委員>指定管理者の業務として利用申請に対する許可証の発行などは指定管理者が行うのか。

事務局>利用許可の権限は県にあるので県職員である所長が意思決定するが、利用申請の受付や許可の伺などは事務の補助として指定管理者が行う。

委員>県職員の指導員は事務補助の業務には携わらないのか。

事務局>携わらない。

委員>清掃業務に関して性能発注ということだが、その他については今までどおりということか。

事務局>清掃以外の業務についてはこれまでと同様の仕様で発注する。

委員>その理由はなぜか。

事務局>その他の業務については、法令に定めがあるなど裁量の余地がほとんど無いということや県の統一的な対応として清掃業務には性能発注をすることとなっておりそのようにし

ている。

**委員長**>その他に意見はあるか。それでは委員意見への対応案については、事務局からまた各委員に連絡があるということで御承知おき頂きたい。

**事務局**>慎重な御審議に感謝申し上げます。今後6月中に募集を開始し、次の審査会を8月中旬に予定している。また日程調整をさせていただくのでよろしくお願ひしたい。以上をもって鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会を閉会する。

以 上